

(目的)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生及び教職員等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものであって、組織的かつ適確・迅速に対処することが必要な事態とする。

- (1) 学生等の安全にかかわる重大な事態
- (2) 本校の教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- (3) 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- (4) 施設管理上の重大な事態
- (5) その他前各号に類するような事態

(危機管理のための校長等の責務)

第3条 校長は、本校における危機管理を統括するとともに、危機管理を推進し、必要な措置を講じなければならない。

2 副校長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 各主事、学科長、専攻科長、地域連携・テクノセンター長、図書館長、各室長、一般教養主任、各コース主任、技術部長及び事務部長は、担当する部署・組織（以下「担当部署等」という。）において、全学的な危機管理体制の構成員として、当該担当部署等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 教職員は、危機管理意識をもって、その職務の遂行に当たるものとする。

(リスク管理室の設置)

第4条 校長の下にリスク管理室を置く。

2 リスク管理室は、本校の危機管理を総括し、危機管理体制の充実に努め、校長の指揮の下、危機管理を行う。

(リスク管理室の業務)

第5条 リスク管理室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 想定される危機事象に関する情報（学内外の動向等の情報を含む。）の収集及び分析
- (2) 想定される危機事象の検討、対応策の立案及び実施
- (3) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知
- (4) 学生等に対する適切な情報提供
- (5) 職員及び学生への教育及び訓練の実施
- (6) 危機管理組織の整備及び活動内容の決定

- (7) 緊急時の情報伝達体制の整備
- (8) その他危機管理に係る必要な事項の実施
(リスク管理室の組織)

第6条 リスク管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
 - (2) 副校長
 - (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
 - (4) 事務部長
 - (5) 総務課長及び学生課長
 - (6) その他校長が指名する者
- 2 リスク管理室に室長を置き、校長をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、副校長（総務）がその職務を代行する。
- 4 リスク管理室の事務は、総務課が主管する。
(リスク管理室員以外の出席)

第7条 リスク管理室長が必要と認めるときは、リスク管理室員以外の者を会議に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。

(危機事象に関する通報等)

第8条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを察知した場合は、リスク管理室員に通報しなければならない。

- 2 リスク管理室員は、前項の通報を受けたときは、直ちにリスク管理室長に報告するとともに、当該危機事象の状況を確認しなければならない。
- 3 リスク管理室長は、前項の報告を受け、必要と判断した場合は、リスク管理室において対処方針等を協議しなければならない。

(危機対策本部の設置)

第9条 リスク管理室長は、危機事象への対処のために必要と判断した場合は、速やかに当該危機事象に係る危機対策本部を設置するものとする。ただし、火災、風水害、震災及びその他の災害による事象については、阿南工業高等専門学校防災規則（平成20年9月10日、規則第9号）第6条に定める災害対策本部を設置する。

- 2 危機対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の組織)

第10条 危機対策本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 学科長
- (5) 専攻科長
- (6) 地域連携・テクノセンター長
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長及び学生課長
- (9) その他校長が指名する者

- 2 危機対策本部に本部長を置き、校長をもって充てる。
- 3 本部長に事故あるときは、副校長（総務）がその職務を代行する。
- 4 危機対策本部の事務は、総務課が主管し、危機事象に応じ関係課から事務部長が指名する者が参画する。

（危機対策本部の権限等）

第 11 条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

- 2 教職員及び学生は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 本部長は、危機対策本部に関係者を出席させ、状況把握、事情の聴取等を行うものとする。
- 4 本部長は、危機対策本部での決定事項を、校内放送、ホームページ又は文書等の適宜の方法により速やかに学生及び教職員に周知するものとする。
- 5 本部長は、周知・徹底のため、必要に応じ緊急教職員全体集会を招集することができる。

（機構本部リスク管理本部等との連携）

第 12 条 危機対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、国立高等専門学校機構本部リスク管理本部と相互連携を図るとともに、必要に応じて関係機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

（校長が不在の場合の措置）

第 13 条 校長が出張等により不在の場合は、副校長（総務）がこの規定に基づき、危機管理に対処するものとする。

（秘密保持の義務）

第 14 条 本校の危機管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 12 月 13 日から施行する
- 2 阿南工業高等専門学校リスク管理規則（平成 23 年 5 月 8 日規則第 2 号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する